

中高層集合住宅の各戸検針、集金等に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、受水槽方式により給水する装置（以下「用水設備」という。）を設置する中高層集合住宅（以下「住宅」という。）において、各戸検針、集金の申込みがあった場合のメーター検針及び水道料金の集金に関する事務取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅管理者 用水設備の申請者又は管理組合の代表者をいう。
- (2) 水道管理人 北名古屋水道企業団給水条例（平成10年西春日井郡東部水道企業団条例第2号）第15条に規定する管理人をいう。
- (3) 集中式検針 用水設備に設置する各戸の水道メーター（この要綱の規定により、住宅の各戸に設置するメーター及び集会所、散水栓等に設置されるメーターをいう。以下「各戸メーター」という。）の指針を、集中検針盤により読み取る方式をいう。
- (4) 普通式検針 用水設備に設置する各戸メーターの指針を、直接読み取る方式をいう。

(申込み手続及び適用の条件)

第3条 住宅の各戸検針、集金の取扱いを受けようとする者は、中高層集合住宅の各戸検針、集金等に関する申請書（第1号様式）に用水設備の配管図及び付属設備図を添えて、企業長に提出しなければならない。

2 住宅の各戸検針、集金の取扱いを受けようとする住宅は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 3階建以上の住宅であること。
- (2) 建物の使用目的は、主として継続的な生活を営むためのものであること。
- (3) 各戸の給水設備は、それぞれ独立していること。
- (4) 各戸メーターは、集中式検針又は普通式検針にかかわらず、企業長の定める中高層集合住宅の各戸検針、集金等に伴う各戸メーター設置基準（別表）に適合していること。
- (5) 施錠装置付（オートロック式）の住宅の場合は、検針及びメーター取替等の業務に支障がないよう当該施錠装置の解除方法を中高層集合住宅施錠装置の解除方法届出書（第2号様式）により企業長に届け出なければならない。当該施錠装置の解除方法に変更があった場合も同様とする。
- (6) 受水槽手前に設置する水道企業団のメーター（以下「親メーター」という。）を經由して給水される水は、全て各戸メーターを通過する構造とすること。
- (7) その他、企業長が必要と認める事項

(検査)

第4条 企業長は、前条の申込みがあったときは、各戸検針、集金等に関する必要な事項の検査を行うものとする。

(契約)

第5条 企業長は、前条の検査の結果、適当と認めるときは、別に定める中高層集合住宅の各戸検針、集金等に関する契約書（第3号様式）により住宅管理者と締結する。

(各戸メーター等の設置)

第6条 集中式検針による各戸メーターは、遠隔指示式水道メーター（メーター本体及び発信器付コードをいう。以下同じ。）と集中検針盤に内蔵する計数表示器（受信器）をもって一式とし、申込者の負担するメーターを設置する。

2 普通式検針による各戸メーター及び第3条第2項第6号に規定する親メーターは、企業長が貸与するメーターを設置する。

3 前2項の各戸メーター及び親メーターの設置に要する費用並びに付属設備の設置及び維持管理に要する費用は、申込者の負担とする。

4 各戸メーターが検定期間満了又は故障した場合の取り替えは、集中式検針は住宅管理者が行い、普通式検針は企業長が行うものとする。

(使用開始手続)

第7条 各戸検針、集金をする住宅に対する給水を開始しようとするときは、住宅管理者は次の書類を提出するものとする。

(1) 中高層集合住宅使用開始届（第4号様式）

(2) 中高層集合住宅水道管理人選定届（第5号様式）

(3) 中高層集合住宅使用者名簿（第6号様式）

(検針)

第8条 使用水量のお知らせは、各戸メーターごとに作成する。

2 検針は、親メーターと各戸メーターを同一日に行うものとする。

3 各戸の使用水量に著しい増減がある場合は、使用者に連絡する。集中式検針又は普通式検針にかかわらず、各戸メーターの故障により検針ができないときは、当該検針月の水量を認定することができる。

4 親メーターの使用水量と各戸メーターの合計使用水量との差が、住宅の各戸検針、集金等に関する契約に係る運用基準の定める8パーセントを超えた場合は、企業長は中高層集合住宅使用水量報告書（第7号様式）により住宅管理者又は水道管理人に報告し、住宅管理者は所要の措置をとる。

(水道料金の集金方法)

第9条 各戸検針した使用水量に基づいて、使用者ごとに水道料金を請求するものとする。

2 水道料金の集金方法は、口座振替扱いとすることについて特に支障があると企業長が認めるときは、別の方法によることができる。

3 前条第4項の使用水量の差が8パーセントを超えた場合は、その差水量に対する料金を住宅管理者から徴収し、又は、住宅管理者に還付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、別に企業長が定める。

附 則（昭和62年9月19日要綱第2号）

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

中高層集合住宅の各戸検針、集金等に伴う各戸メーター設置基準

第1 規制事項

1 集中式検針における各戸メーターの型式及び装置

- (1) 遠隔指示式水道メーターとし、計量法に基づいたメーターであること。
- (2) 集中検針盤は最小限各棟1階の1箇所へ集中し、将来の維持管理及び検針に適する場所とすること。
- (3) 集中検針盤は、計数表示器（受信器）が内蔵され、遠隔指示式水道メーターの数値が的確に反映されること。
- (4) 集中検針盤に施錠を要する場合は、水道企業団指定の鍵とすること。

2 事前協議

工事計画及び設計にあたっては、事前に図面等を提出し、水道企業団担当職員と協議しなければならない。

第2 指導事項

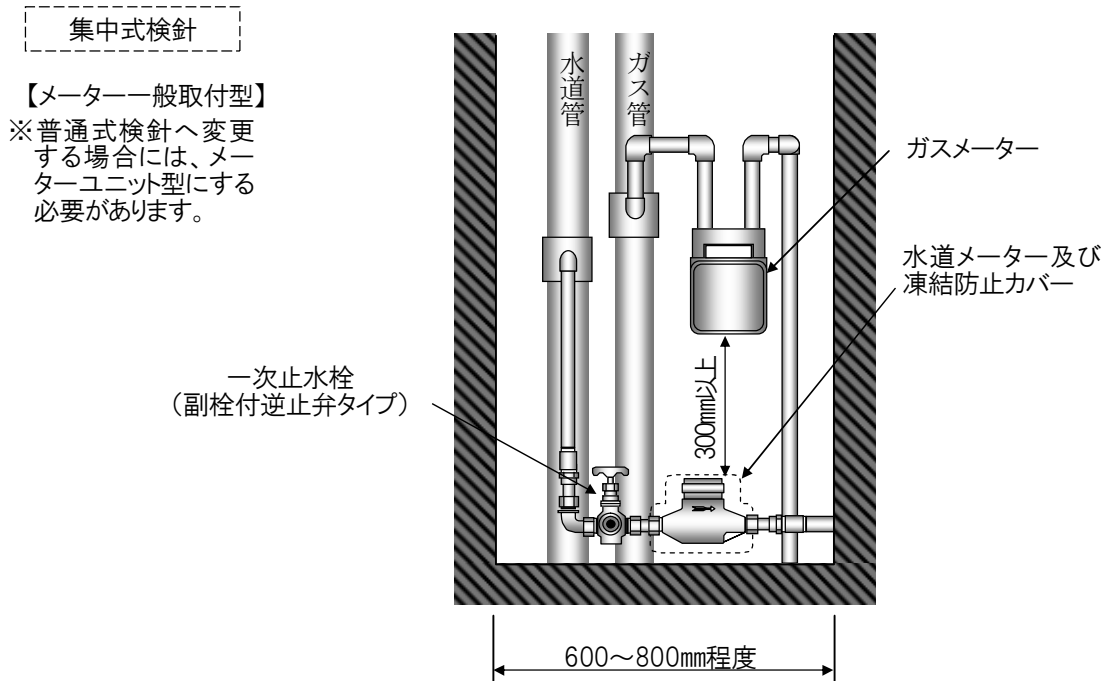
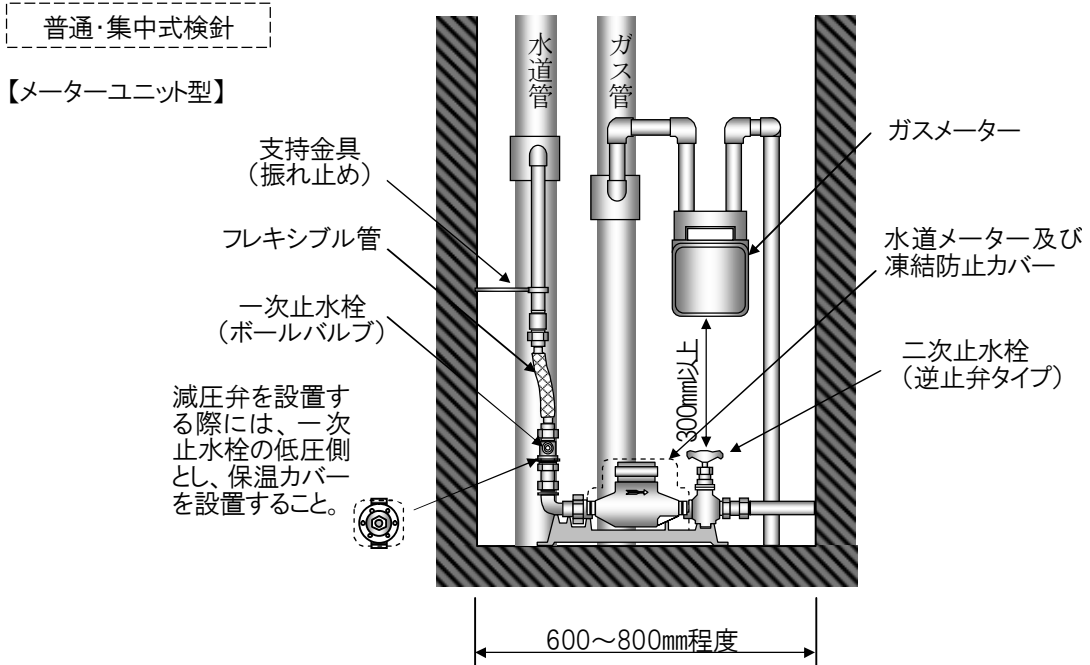
1 各戸メーター等の設置

- (1) 各戸メーターは、原則として、各戸のパイプシャフト内に設置し室内には設置しないこと。
- (2) 各戸メーターは、床面から1m以下の高さで水平に設置すること。
- (3) 各戸メーター部分の配管は、原則パイプシャフトの扉面に平行とすること。
- (4) 配管を固定するために支持金具を取り付けるなど振れ止めを行うこと。
- (5) 各戸メーター前後には検針、取替えに影響を及ぼすような器具を設置しないこと。
- (6) パイプシャフト内では、他の配管、機器などにより検針及び各戸メーターの取替に支障がないようにすること。
- (7) パイプシャフト内の底面は、廊下側に水勾配を施すなど、外部への排水に支障を来たさない構造とすること。
- (8) 凍結防止カバーを設置すること。容易に脱着でき検針に支障を及ぼさないこと。
- (9) パイプシャフトの扉の施錠を要する場合は、水道企業団指定の鍵とすること。
- (10) 各戸メーターは、極力パイプシャフト開口部の中央付近に設置すること。
- (11) パイプシャフト開口部の寸法及び各戸メーター周りの必要な空間は、「メーター標準設置図(パイプシャフト内)」を標準とする。必要に応じ減圧弁を設置すること。
- (12) パイプシャフトを築造しない場合においても、上記の要件を満たすこと。

2 普通式検針における設置条件

- (1) 各戸メーターは、止水栓が一体となったユニット方式で設置すること。ただし、平成23年3月31日現在で集中式検針として契約履行中のもので、平成23年4月1日以降にて改造申請のあるものについては、適用除外とする。
- (2) ユニット方式は、水道企業団担当職員と協議して選定すること。

メーター標準設置図(パイプシャフト内)



中高層集合住宅の各戸検針、集金等に関する申請書

平成 年 月 日

北名古屋水道企業団

企 業 長 様

住 所

申請者

氏 名



下記集合住宅について、各戸検針及び集金の取扱い適用を申請いたします。

記

装 置 場 所	
名 称	
検 針 方 式	普通式検針 ・ 集中式検針 ・ 改造普通式検針※ ¹
構造及び戸数	鉄骨・鉄筋 階建 棟 戸
メーター設置数	住宅用 φ13mm 個、φ20mm 個 共用 φ13mm 個、φ20mm 個
受 水 槽	箇所、容量 m ³
高 架 水 槽	箇所、容量 m ³
遠 隔 指 示 式 メ ー タ ー ※ ²	製造名 型 式
備 考	適用希望年月日 平成 年 月 日

※¹ 集中式検針から普通式検針へ改造するもの

※² 普通式検針にあつては記入不要

中高層集合住宅施錠装置の解除方法（解除方法の変更）届出書

平成 年 月 日

北名古屋水道企業団
企 業 長 様

住 所
届出者
氏 名 ㊟

中高層集合住宅の各戸検針、集金等に関する事務取扱要綱第3条の規定に基づき、次の住宅に係る施錠装置の解除方法（解除方法の変更）について届け出します。

装 置 場 所	
名 称	
解 除 方 法	<p>(該当する項目を○で囲み必要事項を記入してください。)</p> <p>1 ID(暗証)番号 _____</p> <p>2 キーボックス番号 _____</p> <p>3 連絡責任者が対応</p> <ul style="list-style-type: none">・常駐者 _____・巡回者（巡回の回数、方法等） _____・その他 _____ <p>4 居住者が対応 _____棟 _____号室 Tel _____</p> <p>5 管理人が対応 _____ Tel _____</p> <p>6 その他 _____ _____</p>

中高層集合住宅の各戸検針、集金等に関する契約書

北名古屋水道企業団（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙が管理する次の中高層集合住宅（以下「住宅」という。）において、受水槽方式により給水する装置（以下「用水設備」という。）により甲の給水を受けている者（以下「使用者」という。）のメーター検針及び水道料金の集金その他に関して、次のとおり契約を締結する。

- (1) 所在地
 - (2) 名称
 - (3) 構造及び水道使用戸数
 - (4) 各戸メーター口径別個数
 - (5) 検針方式
- （取扱いの範囲及び適用の条件）

第1条 この契約において取扱いの対象とするものの範囲及び適用の条件は、次に掲げるところによる。

- (1) 用水設備により給水を受ける住宅であること。
- (2) 各戸の給水設備は、それぞれ独立していること。
- (3) 用水設備に設置する各戸の水道メーター（以下「各戸メーター」という。）は、普通式検針においては甲が乙に貸与する。集中式検針にあつては、甲の指定した遠隔指示式水道メーターで、かつ、甲の定める設置基準に適合するよう乙が設置すること。
- (4) 前号の普通式検針における各戸メーターを除き、遠隔指示式水道メーター及び止水栓その他の付属設備の設置並びに維持管理は、乙が行うこと。
- (5) 乙が管理する住宅が施錠装置付（オートロック式）の場合は、甲の検針及びメーター取替等の業務に支障がないよう当該施錠装置の解除方法を中高層集合住宅施錠装置の解除方法届出書により甲に届け出るものとする。当該施錠装置の解除方法に変更があつた場合も同様とする。
- (6) 受水槽手前に設置する甲の水道メーター（以下「親メーター」という。）を經由して給水される水は、全て各戸メーターを通過する構造とすること。

（水道料金の徴収方法）

第2条 甲は、各戸メーターを検針し、使用者ごとに水道料金を請求するものとする。

2 水道料金の集金方法は、甲の指定する金融機関による口座振替扱いとする。ただし、使用者が口座振替扱いをすることについて特に支障があると甲が認めたときは、甲の指定する方法によることができる。

3 親メーターの使用水量と各戸メーターの合計使用水量の間に差が生じた場合の取扱いについては、甲が定める住宅の各戸検針、集金等に関する契約に係る運用基準（以下「運用基準」という。）によるものとし、運用基準を超えた場合の差水量に対する料金相当額については乙から集金し、又は乙に還付するものとする。

4 甲は、各戸メーター等の故障により正常な検針が得られない場合は、当該検針月の水量を認定することができる。

(水道管理人の選定等)

第3条 乙は、次に掲げる事務を行わせるため水道管理人を選定し、甲に届け出なければならない。また、水道管理人に変更があったときも同様とする。

(1) 使用者から使用開始若しくは使用中止又は名義変更の申し出を受けたときは、その旨を甲に連絡すること。

(2) その他、甲の事務の取次ぎに関すること。

(用水設備の管理責任)

第4条 用水設備の水質の保持及び修繕、その他の維持管理は乙が責任をもって行うこと。

各戸メーターが検定期間（8年間）満了又は故障した場合の取替えは、普通式検針では甲が、集中式検針では乙が行う。

2 乙は、前項の管理責任を果たすため、漏水防止及び水質管理等について毎月1回以上定期検査を行い、事故発生時における対策並びに修繕工事を行うものの指定等具体的な対策を行うこと。

3 乙は、用水設備の増設、改造等を施工する場合は、事前に甲の許可を受けなければならない。

4 用水設備の維持管理について必要があるときは、甲は、当該施設への立入検査をすることができる。

5 前項の検査結果に基づく甲の指示事項については、乙は速やかに改善する等適切な措置をとらなければならない。

(水道料金未払いの措置)

第5条 甲は、水道料金の支払いがなされない場合は、次に定める措置をとるものとする。

(1) 当該使用者に水道料金支払いの督促をする。

(2) 前号の督促をしたにもかかわらず支払いがなされないときは、給水を停止する旨当該使用者に通知する。

(3) 前号の通知後、なお支払いがなされないときは、その理由が継続する間、使用者への給水を停止し、その旨を乙に通知するものとする。

2 停水中に入居者が無断で水道を使用したときは、集中式検針では乙が水道管理人の責任で、普通式検針では甲が、それぞれメーターの取り外し等適切な措置を行う。

(契約の周知)

第6条 乙は、この契約の内容について、水道管理人及び使用者に周知徹底しなければならない。

(契約の解除)

第7条 乙が、契約の条項に違反し、その旨を甲に勧告されてもなお、是正しないときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生ずることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

(紛争処理)

第8条 各戸検針及び各戸集金に関し、甲の事務以外について、使用者から苦情、その他異議の申立てがあったときは、乙は自らの責任において解決しなければならない。

(その他)

第9条 この契約に定めのない事項については、北名古屋水道企業団給水条例及びこれに基づく規則、その他関係規定によるものとする。

(契約期間)

第10条 この契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、契約期間満了時において、甲、乙いずれからも異議の申立てがないときは、この期間は、更に1年延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

この契約の証として契約書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 北名古屋水道企業団
企業長

乙

中高層集合住宅の各戸検針、集金等に関する契約に係る運用基準

第1 中高層集合住宅の各戸検針、集金等に伴う各戸メーター設置基準第1第1項第4号に規定する集中検針盤の鍵及び同基準第2第1項第9号に規定するパイプシャフトの鍵については、乙は甲に1つを預け、甲はこれにより必要に応じ開閉し検針等を行うものとする。

第2 乙は、契約書第1条における適用の条件について、次のとおり遵守するものとする。

- (1) メーター取替を行う際に発生する水漏れの排水が万全であること。
- (2) メーターの凍結防止用カバーが劣化した場合は、乙の負担で速やかに取り替えること。
- (3) メーターが凍結により破損した場合の水により建物に損害が出たときは、乙がこれを負うものとする。
- (4) 止水栓及びメーター付近で漏水等が発生した場合は、乙がこれを負うものとする。
- (5) その他管理上の問題点が生じた場合は、甲の担当の指示により速やかに改善すること。

2 前項に定めるもののほか、普通式検針に係る適用の条件については次に掲げるところによる。

- (1) 乙は、甲が実施するメーター取替作業に協力すること。
- (2) メーターが凍結により破損した場合は、その損害額を甲に弁償すること。
- (3) 家屋の解体等にてメーターを紛失した場合は、その損害額を甲に弁償すること。

第3 契約書第2条第3項に規定する親メーターの使用水量と各戸メーターの合計使用水量との差について、毎年2月から7月までについては8月に、8月から翌年1月については2月に精算する。ただし、その間における使用水量の差が8パーセントに満たないときは、これを精算しない。

2 前項の差水量に対する料金計算は、共用給水装置の計算方法によるものとする。

第4 契約書第3条第1号に規定する開始中止等による各戸メーター止水栓の開栓及び閉栓の作業は、甲が行うものとする。なお、中止閉栓中にもかかわらず漏水その他何らかの原因によって各戸メーターが使用水量を指示していたときは、甲は乙に対して当該水道料金の支払を求めることができるものとする。

第4号様式（第7条関係）

中高層集合住宅使用開始届

平成 年 月 日

北名古屋水道企業団
企 業 長 様

住 所
届出者
氏 名

㊟

下記のとおり使用を開始しましたので届け出します。

記

装 置 場 所	
名 称	
使 用 開 始 日	平成 年 月 日
水 道 使 用 戸 数	棟 戸
メーター口径	φ13mm 個、φ20mm 個

中高層集合住宅水道管理人選定届

平成 年 月 日

北名古屋水道企業団
企 業 長 様

住 所
届出者
氏 名 ㊟

下記のとおり水道管理人を選定、変更しましたので届け出します。

記

装 置 場 所		
名 称		
水 道 管 理 人	住 所	(電 話)
	氏 名	
旧水道管理人		

中高層集合住宅使用水量報告

平成 年 月 日

住宅管理者
水道管理人

様

北名古屋水道企業団
企業長

契約書第2条第3項による使用水量の差が8パーセントを超えましたので、下記のとおり報告いたします。

記

装置場所						
名称						
棟	親メーター 使用水量	各戸メーター 合計使用水量	内 訳		差水量の内訳	
			住宅使用分	他使用分	使用水量の差	差水量
					%	